

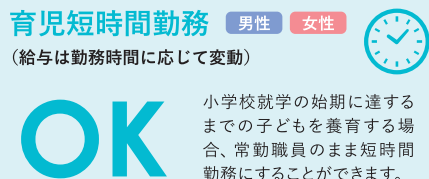
数字で見るワーク・ライフ・バランス



出産のための休暇は産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間の計16週間取得することができます。

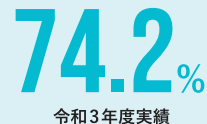


3歳未満の子どもを養育する全職員が対象です。
※仙台市職員共済組合より手当金が支給される場合があります。



小学校就学の始期に達するまでの子どもを養育する場合、常勤職員のまま短時間勤務にすることができます。

年次有給休暇取得が年間10日以上職員



1年度に20日間(1時間単位で取得可能)取得することができ、その年度に余った休暇時間(最大160時間)を次年度に繰り越すことができます。令和3年度の職員一人あたりの平均取得日数は14.7日でした。

子の看護休暇

男性 女性 有給



中学校就学の始期に達するまでの子どもの看護のための休暇で、1年度に5日以内(該当する子どもが2人以上いる場合は10日以内)取得することができます。

配偶者出産補助休暇及び男性職員の育児参加のための休暇取得率



令和6年度までに取得率100%を目指しています。
なお、配偶者補助休暇と育児参加のための休暇は要件を満たせばそれぞれ取得可能で、2つの休暇をあわせて、最大7日(第2子以降は9日)まで取得できます。

採用後3年以内の離職率



厚生労働省が算出した、平成31年度に大学を卒業した就職者の3年以内の離職率は31.5%。これに対し、仙台市は3.0%となっています。

育児時間

男性 女性 有給



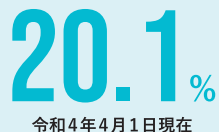
2歳未満の子どもを養育する職員は、始業又は終業の時刻に引き続いて取得することができます。特に保育園への送迎などに活用されています。

男性職員の育児休業取得率



男女ともに働きやすい環境づくりのためには、男性の育児参加が必要不可欠です。令和6年度まで、引き続き取得率35%以上を目指しています。

管理職に占める女性の割合



令和7年4月1日までに管理職に占める女性の割合を25%以上とすることを目標に、優秀な人材を積極的に登用するなど、さまざまな取り組みを行っています。

育児参加のための休暇

男性 有給



配偶者が出産する場合、出産に係る子ども、または小学校就学前の上の子どもを養育するための休暇です。産前8週間(多胎妊娠14週間)から当該出産にかかる子が1歳に達するまでの期間内に取得できます。
※産前の取得は第2子以降のみです。

介護・不妊治療のための家庭支援休暇

男性 女性 無給



配偶者や父母、子どもなどの介護が必要な場合、または不妊治療を受ける場合に取得することができます。
※仙台市職員共済組合より手当金が支給される場合があります。

Q 育児休業の取得期間は短くてもいいのですか？

A 1日のみでも取得可能です。なお、取得期間が1ヶ月以下であれば、期末手当にかかる在職期間及び勤勉手当にかかる勤務期間から除算されないため、期末手当・勤勉手当にも影響はありません。

Q 「仙台市職員共済組合の手当金」とは何ですか？

A 入庁後に加入する仙台市職員共済組合に対して、手当金の請求をすることで、支給要件を満たしていれば当該手当金を受け取れるということです。育児休業手当金の場合、原則としてお子さんの1歳の誕生日の前日まで、1日につき給料日額に一定割合を乗じた額が支給されます。

Q その他の休暇制度を教えてください。

A 錬成休暇(夏季休暇。ただし、毎年度組合交渉により決定)や、ボランティア休暇、忌引、結婚休暇などがあります。